

大弛峠（金峰山）ツアー旅行条件書（国内募集型企画旅行）

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

<本旅行条件書の意義>

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行をお申込みされる場合、当社はおお客様が下記事項を承諾されたものとみなします。

- (1) この旅行は株式会社栄和交通（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、メール、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅行を管理することを引き受けます。
- (4) この旅行には添乗員は同行いたしません。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 所定の申込画面に所定の必要事項を入力して送信してください。
- (2) 契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発信し、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

3. 申込み条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。
旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (3) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は

書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 通信契約により、旅行契約の締結をされる旅行条件

通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨をメールで承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 旅行代金について

旅行代金は、当社ホームページに掲載した「大弛峠（金峰山）ツアー募集のご案内」に明示した通りの料金となります。

旅行代金は、旅行開始日にツアー終了後（ツアーの開始終了はバス乗車からバス降車までの間とします）、現金にてお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) バス又はタクシー（ジャンボタクシーを含む）代金及び消費税
- (2) お荷物はお1人様登山用ザック1つとし、サイズは120リットルまでとします。

7. 旅行代金に含まれないもの

前6項のほかは旅行代金に含まれません。次のとおり例示します。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) クリーニング・電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の入場料金・交通費
- (4) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（交通費等）
- (5) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

8. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。

この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ当社に提出していただきます。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合がございます。

9. お客様による旅行契約の解除

お客様は、いつでも下記で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 旅行開始日の 10 日前から 8 日前まで | 旅行代金の 20% |
| (2) 旅行開始日の 7 日前から 2 日前まで | 旅行代金の 30% |
| (3) 旅行開始日の前日 | 旅行代金の 40% |
| (4) 旅行開始日当日の出発前 | 旅行代金の 50% |
| (5) 旅行開始日当日の出発後、ご連絡なし | 旅行代金の 100% |

10. 当社による旅行契約の解除・催行中止

- (1) お客様が当社のあらかじめ明示した旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (2) お客様が第3項のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (5) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (6) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (7) 著しい交通混雑のため列車、バス等公共交通機関の出発時刻に間に合わないとき。
- (8) 経路上の道路に天災、気象状況、工事等による通行止めがあるとき。

11. 当社の責任及び免責

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。

ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社はお客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。

ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ①天災、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④自由行動中の事故
- ⑤食中毒
- ⑥盗難
- ⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更により到着が遅延し旅行に参加できない場合

ただし、10分を限度に待機いたしますが、10分を経過した場合は取消とさせていただきます。また、待機中にシェアが成立した場合も取消とさせていただきます。

12. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令や公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守らないことにより当社が損害を被ったときには、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社に申し出なければなりません。

13. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款特別補償

規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金等を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金をあらかじめ定める額を支払います。

- (2) 本項（1）にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の事故によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、免許証、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等は補償対象除外品として、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項（1）に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

14. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は旅行商品の紹介や、営業案内、催し物等のご案内などの際に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

15. 募集型企画旅行実施可能区域

笛吹市・甲州市・山梨市・甲府市・富士河口湖町・大月市

【旅行企画・実施】

山梨県知事登録旅行業 第3-303号

株式会社 栄和交通

国内旅行業務取扱管理者 原田 孝一郎

〒406-0002 山梨県笛吹市春日居町別田 361-1

TEL 0553-26-2344 FAX 0553-26-4322